

**'21～'22年版**  
**ユーキャンのFP3級 きほん問題集**  
**法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第6版 第1刷（2021年5月21日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.25	18／解説／最終行	※文末に右記を追加	<u>なお、2022年1月からは、支給開始日から通算して1年6ヵ月を限度として支給される。</u>	2021.12.24
P.137	12／解説／最終行	※文末に右記を追加	<u>なお、傷病手当金の支給は、2022年1月からは、欠勤4日目から通算して1年6ヵ月まで、となる。</u>	2021.12.24
別冊／ 解答・解説 P.6	(35)／解説／最終行	～支給される。給与が傷病手当金未満の場合には、～	～支給される。 <u>なお、2022年1月からは、4日目以降の労務に服することができない日から通算して1年6ヵ月を限度として支給される。</u> 給与が傷病手当金未満の場合には、～	2021.12.24
P.17	11／解説／1行目	～60歳未満の公的年金の被保険者は～	～60歳未満の公的年金の被保険者 <u>(2022年5月からは国民年金被保険者であれば可能)</u> は～	2021.10.29
P.125	03／解説2)／2行目	～1ヵ月当たり0.5%減額される。	～1ヵ月当たり0.5% <u>(2022年4月からは0.4%)</u> 減額される。	2021.10.29

P.238	17／解説（ア）	※文末に右記を追加	なお、 <u>2022年4月より成年年齢引下げのため、受贈者は「18歳以上」であることが条件となる。</u>	2021.10.29
別冊／ 解答・解説 P.15	問 1／2）／3 行目	～「繰上げ月数×0.5%」で計算される。	～「繰上げ月数×0.5%（ <u>2022年4月からは0.4%</u> ）」で計算される。	2021.10.29
別冊／ 解答・解説 P.22	問 20／※脚注／2 行目	～勤務先が従業員 501 人以上の企業など～	～勤務先が従業員 501 人以上（ <u>2022年10月からは従業員 101 人以上、2024年10月からは従業員 51 人以上</u> ）の企業など～	2021.10.29